

**一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター
確認検査業務手数料の減額規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）が別に定める確認検査業務手数料規程第9条第4項に基づき、確認検査業務手数料（以下「手数料」という。）の減額の実施方法等について必要な事項を定める。

(手数料の減額)

第2条 次の各号に該当する場合は手数料を減額する。

なお、減額にあたっては複数の号を適用することができるものとする。

号	減額項目	減額条件	減額率の上限
1	継続して利用が見込める場合	過去、センターに申請があり、今後も継続して年間概ね30件以上（主たる営業所を山梨県内に有する事業所にあつては20件以上）の申請が見込める。	～30%
2	多量の取引が見込める場合	年間概ね100件以上の申請が見込める。	～50%
3	効率的、合理的な審査、検査を実施できる場合	センターとの協議により、申請図書等の合理化を図ることで効率的に業務ができると判断できる。	～30%
4	地域ごとの実情等による場合	センターがあらかじめ指定する地域において、センターが定める条件を満たす。	～50%
5	予め定める期間と条件により申請する場合	センターがあらかじめ定める期間内に、センターが定める条件に基づいて申請する。	～50%
6	その他	その他、上記の定めに拠らず、手数料を減額することが適切であると判断できる。	～50%

2 前項の第1号、第2号に定める件数は、法人の場合は、その支店、営業所等からの申請を合算した件数とする。

(優良住宅団地特例制度による減額)

第3条 優良住宅団地特例制度実施要領に基づき、センターが優良住宅団地として指定した団地内に建設する住宅は、手数料を減額する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和7年4月1日から適用する。